

株式会社ピカパカ 国内手配旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は、同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配を行う場合、以下条件によりお引き受けいたします。また、この条件書に記載のない事項は、当社「旅行業約款（手配旅行契約の部）」によります。

【お申込みと契約の成立】

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、当社の指定する申込金を添えてお申込みいただきます。
申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。
- お申込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては、口頭（お電話）によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。なお、クレジットカード決済の場合は、カード番号等をお預かりし、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立します。

【旅行業務取扱料金】

- ご旅行の予約手配、宿泊券類等の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

区分	内容	単位	手配料金 (取扱手数料)	変更・取消 手続料金
航空券	国内航空券の予約・手配	1名1区間につき ※1券種につき	契約の際に明示した料金 (旅行費用の20%以内 但し、下限2,200円)	手配料金と同額
宿泊	宿泊（ホテル等）の予約・手配	1件につき ※1名1室につき		
鉄道	JR/私鉄（乗車券・特急券・回数券など）	1名1区間につき		
レンタカー・ その他サービス	レンタカー・その他サービス等の予約・ 手配の場合	1件につき		
緊急手配料金	旅行開始日前日から起算し3営業 日前以降の予約	1名1件につき	2,200円	—
連絡通信料金	お客様の依頼により、現地に緊急に 手配等の為の通信連絡を行った場合	1件につき	3,300円	—
添乗サービス 料金	添乗サービス	添乗員1名 1日につき	33,000円	—

・上記の各種取扱手続料金は、当該手配を中止される場合でも払戻いたしません。
・お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、当社ならびに運送機関、宿泊機関、旅行サービス提供機関の定める変更・取消料のほか、上記変更・取消手続料金を申し受けます。
・上記料金には、通信費、送料等は含まれません。
・添乗員が同行するために必要な経費は別途申し受けます。
・上記料金には、消費税を含みます。

【取消・変更について】

- お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは、運送機関、宿泊機関、旅行サービス提供機関の定める変更・取消料のほか、当社の定める旅行業務取扱料金を申し受けいたします。

【個人情報の取り扱いについて】

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書（申込みフォーム）に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みの旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続（以下「手配等」といいます。）に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会

社等に対し、お客様の氏名、生年月日及びご年齢等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

このほか、当社では以下の目的でお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- ①当社及び当社と提携する企業の商品、サービス、キャンペーン、各種イベントやセミナー等のご案内
- ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析
- ⑥統計資料の作成

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等の、本項（1）と同様の利用目的の達成に必要な範囲のものについて、第三者に委託する場合がございます。第三者に委託する場合、当社は守秘義務の取り交わし等必要な措置を講じるとともに、当該委託先の適切な管理・監督を行います。

【その他】

- 航空会社の FFP(マイル・サービス)については、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、当該サービスにおける責任は当社では負いかねます。お客様ご自身でのご確認をお願いします。
- この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。また、この条件書との間で齟齬が生じた場合は、手配旅行契約約款を優先します。